

事務連絡

令和2年2月27日

市立認定こども園の保護者の皆様へ

守口市立認定こども園 園長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
市立認定こども園の対応について（令和2年2月27日時点）

平素から本市教育・保育行政にご理解とご協力いただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の件について、この度、内閣府及び厚生労働省から感染拡大防止のための留意点が示されましたので、本留意点を受けて市立認定こども園において、以下のとおり対応することとしましたので、お知らせします。

現時点での対応となりますので、今後の状況により変更する場合があります。

各ご家庭におかれましても、感染拡大防止に取り組んでいただくとともに、ご理解・ご協力のほど何卒よろしく願いいたします。

記

【児童の登園について】

児童の登園に当たっては、登園前に、子ども本人又は家族が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱（37.5度以上の発熱をいう。）や呼吸器症状発熱等（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、利用することができません。

なお、発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。

つきましては、登園時に児童の体温を報告していただくこととします。

ご理解・ご協力のほど何卒よろしく願いいたします。